

◎新潟県選挙管理委員会告示第73号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第45条第2項の規定により、平成24年10月21日執行の新潟県知事選挙における投票用紙（点字用投票用紙を除く。）を次の様式により調製し、白色の用紙に赤色のインクで印刷するものとし、かつ、これに押すべき新潟県選挙管理委員会の印は、赤色のインクで刷り込むものと定めた。

平成24年10月4日

新潟県選挙管理委員会

委員長 嵐 嘉 明

候補者氏名	平成二十四年十月二十一日執行 新潟県知事選挙投票
	○ 注意 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。
	印